平成２４年（フ）第５２１号
大阪府泉佐野市鶴原890番地の１－６－102
債務者　山下千代子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３６９号
奈良市東九条町1424番地　北和県住６－204号
債務者　藪内　秀子
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第６１号
香川県仲多度郡まんのう町岸上337番地
債務者　田岡満利子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第７２号
香川県善通寺市上吉田町521番地３　清野ハイツ204
債務者　望月　高夫（旧姓清野）
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第９８号
香川県丸亀市川西町北485番地１　グレースフジＣ棟102号
債務者　住吉　裕美（旧姓神田）
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第１０３号
香川県丸亀市土器町東４丁目683番地１　シャイネン203号
債務者　齊藤　龍馬（旧姓大山）
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第１０４号
香川県坂出市西庄町1638番地
債務者　俣野　景伸
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第５３３号
熊本県合志市須屋1556番地８　アルカンシェルＡ101
債務者　東　　文子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５４０号
熊本県上益城郡御船町大字滝尾6228番地
債務者　田上　　貴
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５４７号
熊本県宇城市松橋町南豊崎711番地16
債務者　松本　　仁
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５５３号
熊本市北区改寄町2351番地１　中山ハイツＡ－５
債務者　木村　幹男
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１１９号
山口県宇部市相生町６番41号
債務者　深野　宣彦
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１２１号
山口県宇部市厚南北３丁目23番２号
債務者　中川　　泉
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１４１９号
名古屋市中区門前町１番60号　アーバニア大須519号
債務者　宮原　智子
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４６８号
名古屋市港区泰明町２丁目13番地　新泰明荘４棟201号、従前の住所名古屋市中川区西中島１丁目212番地　コーポやすり苑107号
債務者　今井　重雄
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６３４号
大阪市生野区新今里６丁目２番７－701号
債務者　久武　右二（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３３４号
大阪市大正区泉尾３丁目20番28号
債務者　中村　幸枝
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部